

### 質問 1

当医院で雇用していた勤続4年の看護師が退職することになり、退職金を500万円支払うことにいたしました。この退職金から所得税をいくら源泉徴収したらよろしいでしょうか。

**回答** 96,995円の所得税（復興特別所得税を含みます。）を源泉徴収します。

退職金から源泉徴収する所得税は、退職金から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1に対して所得税の税率を適用して求めます。

しかし、短期退職手当等（役員等以外の勤続年数が5年以下の退職手当等をいいます。以下同じです。）については、次の区分により計算方法が異なりますので、該当する計算方法に応じた退職所得金額に対して所得税の税率を適用して源泉徴収すべき所得税を算出することになります。

1 退職所得控除後の金額が300万円以下の場合

$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額}$

2 退職所得控除後の金額が300万円を超える場合

$150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\} = \text{退職所得金額}$

このように、上記2に該当する多額な短期退職手当等の場合は、退職控除後の金額が300万円を超える部分について退職所得が2分の1にならないような措置が設けられました。

したがって、ご質問の場合の源泉徴収すべき所得税は、次のように上記2に当てはめて計算した退職所得金額に対して所得税の税率を適用して算出した96,995円となります。

$(\text{収入金額}) - (\text{退職所得控除額}) = \text{退職所得金額}$

$1,500,000\text{円} + \{5,000,000\text{円} - (3,000,000\text{円} + 1,600,000\text{円})\} = 1,900,000\text{円}$

注 退職所得控除額は「40万円×勤続年数4年」

$(\text{退職所得金額}) \times 5\% \times 102.1\% = \text{所得税額}$

$1,900,000\text{円} \times 5\% \times 102.1\% = 96,995\text{円}$

注 所得税額は復興特別所得税を含みます。

また、この他に住民税190,000円があります。

## 電子メールによる会員への情報提供について

### — メールアドレスの登録 —

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様へ送信提供しております。対象は当会の電子メールアドレス利用者全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

#### ●電子メールアドレスの登録方法

電子メールで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：[add@m.doui.jp](mailto:add@m.doui.jp)